

平成30年 6 月29日 位

会社 名 東建コーポレーション株式会社 代表者名 代表取締役社長兼会長 左右田 稔 コード番号 1766

「東証第一部・名証第一部) 問合せ先

- 責任者役職名 広報 I R室 室長 氏 名 尾﨑 健太郎 連 絡 先 052-232-8000

## 「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成30年6月13日及び同年6月22日付「過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、本日、有価証券報告書等の訂正報告書を東海財務局に提出することとしておりますが、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」につきましても提出することと致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

## 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

訂正日: 平成30年6月29日

- ・第37期(自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)
- ·第38期(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
- ・第39期(自 平成26年5月1日 至 平成27年4月30日)
- ・第40期(自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日)
- ・第41期(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

## 2. 訂正の内容

各

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3.【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正致します。訂正 箇所には下線 を付して表示しております。

- (1) 第37期(自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)
  - 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な 不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係 る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の平成30年4月期決算の作業過程におきまして、営業職社員に支払われる報奨金の期間帰属に係る会計処理に一部誤謬があり、当社の過去の決算において、販売費及び一般管理費が過少に計上される等の誤りが生じていることが判明しました。

これに伴い、過年度の決算を訂正するとともに、平成25年4月期から平成29年4月期の有価証券報告書及び平成28年4月期第1四半期から平成30年4月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬は、営業担当者に対して支払われる報奨金の費用計上額に対する検討やモニタリング体制が不十分であったことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該連結会計年度の末日以降であったため、当該連結会計年度の末日までに是正することができませんでした。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、営業担当者への報奨金の要費用計上額を再度検証することにより特定し、すべて連結財務諸表に反映しています。

- ・経理関連規程・マニュアル等の見直しによる重要論点となる勘定科目のチェック体制の強化
- ・単体・連結決算における決算処理業務全体の精度向上

- (2) 第38期(自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
  - 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な 不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係 る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の平成30年4月期決算の作業過程におきまして、営業職社員に支払われる報奨金の期間帰属に係る会計処理に一部誤謬があり、当社の過去の決算において、販売費及び一般管理費が過少に計上される等の誤りが生じていることが判明しました。

これに伴い、過年度の決算を訂正するとともに、平成25年4月期から平成29年4月期の有価証券報告書及び平成28年4月期第1四半期から平成30年4月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬は、営業担当者に対して支払われる報奨金の費用計上額に対する検討やモニタリング体制が不十分であったことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該連結会計年度の末日以降であったため、当該連結会計年度の末日までに是正することができませんでした。

<u>なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、営業担当者への報奨金の要費用計上額を再度検</u>証することにより特定し、すべて連結財務諸表に反映しています。

- ・経理関連規程・マニュアル等の見直しによる重要論点となる勘定科目のチェック体制の強化
- ・単体・連結決算における決算処理業務全体の精度向上

- (3) 第39期(自平成26年5月1日 至平成27年4月30日)
  - 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な 不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係 る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の平成30年4月期決算の作業過程におきまして、営業職社員に支払われる報奨金の期間帰属に係る会計処理に一部誤謬があり、当社の過去の決算において、販売費及び一般管理費が過少に計上される等の誤りが生じていることが判明しました。

これに伴い、過年度の決算を訂正するとともに、平成25年4月期から平成29年4月期の有価証券報告書及び平成28年4月期第1四半期から平成30年4月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬は、営業担当者に対して支払われる報奨金の費用計上額に対する検討やモニタリング体制が不十分であったことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該連結会計年度の末日以降であったため、当該連結会計年度の末日までに是正することができませんでした。

<u>なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、営業担当者への報奨金の要費用計上額を再度検</u>証することにより特定し、すべて連結財務諸表に反映しています。

- ・経理関連規程・マニュアル等の見直しによる重要論点となる勘定科目のチェック体制の強化
- ・単体・連結決算における決算処理業務全体の精度向上

- (4) 第40期(自 平成27年5月1日 至 平成28年4月30日)
  - 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な 不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統 制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の平成30年4月期決算の作業過程におきまして、営業職社員に支払われる報奨金の期間帰属に係る会計処理に一部誤謬があり、当社の過去の決算において、販売費及び一般管理費が過少に計上される等の誤りが生じていることが判明しました。

これに伴い、過年度の決算を訂正するとともに、平成25年4月期から平成29年4月期の有価証券報告書及び平成28年4月期第1四半期から平成30年4月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬は、営業担当者に対して支払われる報奨金の費用計上額に対する検討やモニタリング体制が不十分であったことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該連結会計年度の末日以降であったため、当該連結会計年度の末日までに是正することができませんでした。

<u>なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、営業担当者への報奨金の要費用計上額を再度検</u>証することにより特定し、すべて連結財務諸表に反映しています。

- ・経理関連規程・マニュアル等の見直しによる重要論点となる勘定科目のチェック体制の強化
- ・単体・連結決算における決算処理業務全体の精度向上

- (5) 第41期(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)
  - 3 【評価結果に関する事項】

<u>上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。</u>

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な 不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は 有効でないと判断いたしました。

記

当社の平成30年4月期決算の作業過程におきまして、営業職社員に支払われる報奨金の期間帰属に係る会計処理に一部誤謬があり、当社の過去の決算において、販売費及び一般管理費が過少に計上される等の誤りが生じていることが判明しました。

<u>これに伴い、過年度の決算を訂正するとともに、平成25年4月期から平成29年4月期の有価証券報告書及び平成28</u>年4月期第1四半期から平成30年4月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬は、営業担当者に対して支払われる報奨金の費用計上額に対する検討やモニタリング体制が不十分であったことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。

<u>なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、営業担当者への報奨金の要費用計上額を再度検</u>証することにより特定し、すべて連結財務諸表に反映しています。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ・経理関連規程・マニュアル等の見直しによる重要論点となる勘定科目のチェック体制の強化
- ・単体・連結決算における決算処理業務全体の精度向上

以上